

一般競争入札の執行について

宮田村が発注する建設工事において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6及び宮田村財務規則第106条の規定により、次のとおり公告します。

令和 4 年 10 月 7 日

宮田村長 小田切 康彦

1 入札対象工事

	入札担当	総務課管理財政係	発注担当	建設課	上下水道係
工 事 名	令和4年度 宮田村第二配水池築造工事				
工 事 場 所	上伊那郡宮田村 新田区				
工 事 概 要	A=237.4㎡ 配水池場内土工工事 1式 配水池基礎工事 1式 配水池築造工事 1式 滅菌室築造工事 1式 場内配管工事 1式 電気設備工事 1式				
工 期	契約の日から 令和 5 年 3 月 31 日 まで				

2 入札の条件

入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者であって、宮田村長が指定する日時までに、一般競争入札参加申請書及び指定する添付資料を提出し、宮田村長による本工事に係る入札参加資格の確認を受け、本工事の施工能力があると認められた者とします。

工 事 の 種 類	土木工事 (構成員の代表者のみ適用)
資 格 総 合 点 数	長野県における資格総合点数 1,007 点以上の者 (構成員の代表者のみ適用)
客 観 基 準	入札公告日現在における宮田村競争入札参加資格者名簿(建設工事)の登録があり、次の(1)(2)(3)の条件を満たす、2者で構成された特定建設工事共同企業体であること。 (1)構成員のいずれかが宮田村と災害応援協定を結んでいること。 (2)構成員の代表者は宮田村又は駒ヶ根市に本社を有する者で前記の資格総合点数を満たすこと。 (3)構成員は土木、管いずれかの建設業の許可を受けていること。
建 設 業 許 可	対象業種における、特定又は一般建設業の許可を有する者であること。
配 置 技 術 者	(1)本工事の許可業種に係わる建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者を配置できる者であること。 (2)配置する予定技術者は、当該工事の競争入札参加申請日以前3か月以上の雇用関係を必要とする。
そ の 他	(1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2)宮田村一般競争入札実施要綱第3条第2項各号に該当する者でないこと。 (3)入札公告日現在において、対象業種の有効な経営事項審査を受審している者であること。 (4)受付期間内に特定建設工事共同企業体資格審査申請書を提出すること。

3 入札参加資格確認申請の手続き

入 札 参 加 申 請	(1)受付期間 令和 4 年 10 月 7 日 (金)から 令和 4 年 10 月 19 日 (水)正午まで (2)提出書類 ①宮田村一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号) ②特定建設工事共同企業体協定書(任意様式) ③構成員ごとの建設業法第3条第1項の規定による建設業許可通知書の写し (3)受付場所及び受付時間 【受付窓口】 宮田村役場 総務課 管理財政係 午前8時30分から午後5時00分まで ※土日、祝祭日を除く ※郵送による申請書の受付は行わない
-------------	---

入札参加資格決定	令和 4 年 10 月 21 日 (金) 入札参加申請書等を提出した者に対し、参加確認通知書を郵送します。
設計図書等の閲覧	◎設計図書閲覧期間 令和 4 年 10 月 7 日 (金)から 令和 4 年 10 月 14 日 (金)まで 村ホームページに掲載及び工事発注担当課(建設課 上下水道係)にて閲覧に供する。
設計図書等に関する質問受付	設計図書等に対する質問がある場合には、質問を記載した書面を、宮田村建設課 上下水道係へ持参、郵送、FAX又はEメールで送信すること。 ◎質問書送付先 【郵送先】 〒399-4392 長野県上伊那郡宮田村98番地 宮田村建設課 上下水道係 【FAX番号】 0265-85-4725 【E-mail】 suido@vill.miyada.nagano.jp ◎質問受付期間 令和 4 年 10 月 7 日 (金)から 令和 4 年 10 月 14 日 (金)まで ※ただし、最終日は、正午までに建設課 上下水道係へ到着した分までとする。
質問への回答	令和 4 年 10 月 7 日 (金)から 令和 4 年 10 月 17 日 (月)まで 随時 ※質問者へのFAX又はEメールによる回答の他、村ホームページに掲載する。
入札日時及び場所	◎日時 令和 4 年 10 月 27 日 (木) 午前 9 時 00 分 ◎場所 宮田村役場 2階 第2会議室 ◎開札 同上(入札終了後直ちに行う。)

4 入札事項

入札方法	(1)入札に際し、参加資格「有」と記載された入札参加資格確認結果通知書を持参してください。 (2)入札開始後に入札会場に到着した者は入札に参加できません。また、郵便等による入札は認めません。 (3)代理人が入札する場合は、委任状を入札前に提出してください。 (4)1回の入札で制限の範囲内に入札がない場合は再度入札を行い、再度の入札で落札者がいない場合は最低金額の入札者と随意契約の見積に移行する。その際の見積回数は2回を限度とする。 (5)入札書には、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。 (6)入札書とあわせて入札金額の内訳書を提出してください。
最低制限価格制度	適用あり
低入札価格調査制度	適用なし
落札者の決定	予定価格以下で最低制限価格以上の範囲内の金額で、最低価格を提示した者とする。
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の100分の10以上の金銭的保証とする
前払金	適用あり
部分払	適用あり
入札の無効	(1)入札参加資格のない者がした入札 (2)同一人がした2以上の入札 (3)入札者が協定をしていた入札 (4)入札書の金額、その他記載事項が明らかでない入札書 (5)前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反していた入札

5 工事費内訳書の提出

落札者には金抜設計書に準じた積算根拠の分かる工事費内訳書の提出を求めることがあります。

6 入札の中止

入札参加者が1者の場合は、入札を中止します。

7 異議の申し立て

(1)入札を行った者は、入札後において、この公告、契約約款、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
(2)入札の執行は、宮田村の都合により又は入札を公正に執行することができないと認められる場合、入札の日時を延期し又は取りやめることがあります。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることはできません。